

川崎市

取引・証明に使用する「はかり」は「定期検査」が必要です！

取引・証明に「はかり」(特定計量器)を使用する場合、次のことが必要です。

検定証印等の付いた「はかり」を使用し
2年に1回「定期検査」を受けること。



検定証印



基準適合証印

取引・証明に使用不可

家庭用印の付いた「はかり」は、
取引・証明に使用することはできません。



家庭用印

計量法根拠規定

○ 計量法第16条(使用の制限)

次に該当するものは、取引・証明における計量に使用してはならない。

- ・計量器でないもの
- ・検定証印又は基準適合証印が付されている特定計量器以外の特定計量器

○ 計量法第19条(定期検査)

「はかり」(特定計量器)を取引・証明における計量に使用するものは、その事業の所在地を管轄する特定市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。

定期検査の対象となる「はかり」の使用例

スーパー等で、重さを表記して販売する生鮮商品の計量



薬局で、薬の調剤のための計量



コーヒー豆、お茶等の販売で、料金の基となる商品の計量



病院、学校、保育園等での体重測定で、その測定値が外部に表明される計量



回収業等で、料金の基となるものの計量



定期検査を行う者

定期検査は、川崎市が指定定期検査機関として指定した「(公社)神奈川県計量協会」が行います。検査員は「職員証」を携帯しています。ご確認ください。

定期検査の手数料

定期検査の手数料は、「川崎市手数料条例」に基づき、定期検査終了後「(公社)神奈川県計量協会」検査員が徴収します。

定期検査 Q&A

Q1 定期検査を受けている「はかり」は、見た目でわかるの？

- A** 定期検査に合格した「はかり」には、「定期検査済証印」を「はかり」に貼り付けます。これにより、消費者等も容易に確認でき、安心して商品等を購入することができます。
- 注) 定期検査に代わるものとして、「計量士」が行う「代検査」や「適正計量管理事業所での検査」の場合、付される印の形状もそれぞれ異なります。

Q2 計量法に罰則はあるの？

- A** 計量法第173条では、定期検査の規定(法第19条)に違反した者は「50万円以下の罰金に処する」とあり、さらに計量法第172条では、使用の制限(法第16条)に違反した者は「6ヶ月以下の懲役若しくは50万以下の罰金に処する」とあります。しかし、罰則適用以前に、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

Q3「はかり」のメーカーから、メンテナンスを受けている場合は定期検査を受けなくても良い？

- A** 定期検査は、計量法に定められた法定検査で、メーカーが行うメンテナンスとは全く違います。定期検査は、定められた期日に受検するようお願いいたします。

お問い合わせ先

川崎市川崎区藤崎 3-1-10

川崎市経済労働局工業振興課 計量検査所

TEL:(044)222-1826 Fax:(044)222-1865